

新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援策まとめ

立科町
(2020.5.1 現在)

事業主向け	給付 (もらえる)	自粛などで業績が悪化 (売上げ半減)	国	持続化給付金	2020年で特に厳しい月(1~12月)の売上げが前年比50%減の場合、その月の売上げを年換算した額を、昨年1年間の売上げから引いた減少分を給付 上限: 中小200万円、個人事業100万円	経済産業省相談 (0570) 783-183
		休業要請に応じた事業者	県	休業補償協力金・支援金	協力金: 遊戯施設、運動施設、食事提供施設等 支援金: 観光・宿泊施設等 30万円を支給	長野県相談窓口 (026) 235-7945
		従業員に休んでもらう場合	国	雇用調整助成金(コロナ特例)	休業等助成(中小なら最大10分の9まで) 助成率は、企業規模・雇用条件で変動	厚生労働省 コールセンター 0120-60-3999
		従業員に子どもがいる場合	国	小学校休業等対応助成金	小学校等休校で労働者が有給休暇取得の場合 1日当たり8,330円を上限に 賃金相当額を助成	ハローワーク佐久 62-8609
		フリーランスで子どもがいる場合	国	小学校休業等対応支援金	小学校等休校で休業したフリーランス(委託を受けて個人で仕事をする保護者) 1日当たり4,100円(定額) を助成	
貸付 (かりる)	資金繰りのため融資を受けたい		国	無利子・無担保融資 (借り換えも可)	コロナの影響で前年比5%以上の売上げ減少 据え置き最大5年 、一定の条件で利子補給3年間	日本政策金融公庫 小諸支店 (0267) 22-2591
			国	セーフティーネット保証(4・5号) /危機関連保証	信用保証付き融資を限度額までご利用中の方に、 与信枠を大幅拡充/保証料・利子を減免(最大ゼロ金利)	金融機関又は 立科町商工会 56-1004
			県	経営健全化支援資金 (新型コロナウイルス感染対策)	前年比15%~売上げ減 金利: 0.8% 設備資金6,000万円、運転資金8,000万円	佐久地域振興局 商工観光課 63-3157
			国	マル経融資の金利引き下げ	前年比5%以上で売上げ減少で 融資限度額: 別枠1,000万円 当初3年間金利を0.9%引き下げ (商工会等の推薦が必要)	金融機関又は 立科町商工会 56-1004
猶予 (支払延長)	法人税や消費税など納税が難しい	国	法人税や消費税、基本的にすべての税	収入が減少(前年同月比△20%以上)した事業者は 無担保かつ延滞税なしで納税を猶予/固定資産税は軽減措置も	佐久税務署 67-3460	
	社会保険料が支払えない	国	健康保険料や厚生年金保険料が猶予	事業の休止や著しい損失があった場合に 納付が猶予	小諸年金事務所 (0267) 22-1080	